

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷二十五第

月二年六十和昭

## 論叢

支那の田賦……………經濟學博士 八木芳之助

ナチス勞働配置の原理……………經濟學士 中川與之助

經營及企業の概念……………經濟學士 大塚 一朗

貨幣市場と資本市場……………經濟學士 中 谷 實

## 時論

現代日本の危機と經濟學……………經濟學博士 石 川 興 二

## 研究

ジージェックと形式的同種性の問題……………經濟學士 有 田 正 三

損益及び損益計算の問題……………經濟學士 尾 上 忠 雄

## 說苑

明治前期における日本經濟學の胎生……………經濟學博士 本庄榮治郎

## 附錄

彙報・外國雜誌論題

# 經濟論叢

第五十二卷 第二號 (通稱第百八號) 昭和十六年二月發行

## 論叢

### 支那の田賦

——特に河北省定縣の田賦——

八木芳之助

支那各地の田賦制度には前清時代の遺した舊制度を其のまゝ踏襲するものが多く、極めて煩瑣であり、その全般的なる統一的なる研究は容易でないから、茲では其の手掛の一つとして先づ河北省定縣の田賦制度を研究の對象とする。蓋し定縣に於ては、實驗區として、民國二十年に平民教育會の社會調査部の指導下に、全縣の土地調査が行はれ、從つて田賦制度に關する文獻も若干存するからであり、また定縣の田賦制度を通じて北支一般の田賦制度の概觀を彷彿たらしめ得るからでもある。

先づ定縣の糧地(征地)、即ち田賦(田稅)を負擔する地畝(地目)を見るに、それには(1)額内地、(2)額外地、(3)良房

租地、(4)旗租升科地、(5)圈租荒黑升科地の五項目が存する。

(1)額内地とは明の萬曆以來の原有の糧地を指すもので、これは更に優免地、行差地、寄莊地の三種類に分れる。(イ)優免地とは孔、孟、顔、曾四氏の聖裔及び縉紳大族の所有田地にして單に正賦を納めるのみで、一切の徭役負擔を免除される地目である。(ロ)行差地とは普通人民の所有田地にして、正賦のみならず、その他一切の賦役(明代の雜辦、清代の差徭の如し)を負擔する地目である。(ハ)寄莊地とは凡そ人民が他縣に於て田地を所有し、その田地の本縣に寄在するものを指すもので、この種の地畝の負擔する賦税は、行差地及び優免地に較べて重い。清初順治十四年に縉紳大族所有田地の優免待遇は取消され、普通庶民の田地と一律に賦税を課せられることとなり、清代の中葉に至つて聖裔の田地もまた同様に取扱はれることとなり、従つて優免地と行差地とは實際上辨別し得ざるに至つた。茲に於て兩者を合併して一とし、之を差地或は戶地と稱し、寄莊地は簡單に莊地と稱する。従つて現在の額内地は戶地と莊地の兩種を包括するのみである。

(2)額外地とは明の萬曆以來の原有の糧地以外の無糧(無稅)の地畝を指すものである。明の宣德時代には「北方は土地平夷廣衍にして、その間の大半は藹鹵瘠薄の地、葭葦沮洳の場であり、且つ地方は概ね窪下なるを以て、一度數日の雨に遇へば、即ち淹沒となり、輒ち害稼の苦ある」<sup>2)</sup>の状態であつた。かゝる民艱を察して、額外地に對しては永く起科せざることを慣例とした。正統六年に直隸省の荒田を開墾せしめ、軽く起科することとした。併し之は祖制に違反するを以て、景帝の時代に宣德の舊例に復した。清人の入關後、前明の舊制に反して、荒地の開墾を獎勵し、期限を定めて升科し、官有及び民有荒地にして墾熟せるものに對しては、官の查出或は業戶の自發的申告を俟つて、例に按じて起科することとした。同時に衛所屯田等の各項官産をして、民有に歸せしめ、

1) この種の寄莊地の負擔する賦税の徵收手續は、寄莊地所在の縣に於て其の地の畝數、所有者の氏名、稅率、稅額等を調査して、所有者の居住する縣に通報するときは、該縣が代つて徵收するものとする。

2) 畿輔通志、卷九十四。

改めて税地とした。茲に於て舊來の無税地畝は額内地と同様に納税の義務を負ふことゝなつた。この額外地は其の起因よりして十種に歸納することが出来る。(イ)河淤地、これは縣境内の各河川が歷年氾濫し退水の後出來た泥土の冲積せる土地である。(ロ)營衛歸併地、これは原來駐軍の屯田にして、その後本縣に併入せるものを人民に升科領墾せしめたものである。(ハ)收回撥補地、清初の皇室が會て命を下して近畿の田畝を園估して、旗民に供養せるが、園估を被つた近畿の人民には、比較的遠い州縣の屯田を撥補して其の賠償とした。故にこの名がある。その後この撥補地は、受補の戸口の絶嗣により定縣に回收されたものあり、また受補の後に受補地を定縣の人民に賣却せるものあり、また受補地が既に荒地となつたので、受補の家は之を定縣に返還を請ひ、後に再び開墾せるものもあり、また既に撥補された土地を原所有者に返還せるものあり、更に再び定縣人民によつて墾殖され、則に照して納賦するものもある。(ニ)備邊地、これは原來邊倉に米麥を輸納する官地であるが、後に人民に支給して升科耕種せしめた土地である。(ホ)備荒地、これは縣有の公地であるが、その收穫を穀倉に輸納して災荒に備へるものである。(ヘ)新墾升科地、これは原來の荒地にして、後に墾殖され起科された土地である。(ト)充餉地、これは原來京城(北京)の軍餉を輸納する土地である。(チ)教場地、これは練武藝習兵術の地である。(リ)學租地、これは定武書院所有の學田である。尙ほその外に(ヌ)吳動地がある。

以上の地目は原來荒地であるか若くは官産にして、總て賦額の内在らず、これ額外地と稱する所以である。爾後漸次人民に放給して領墾せしめ、起科納税せしめたが、升科の後も依然舊稱を使用してゐる。併しその實質は額内地と差別がない。

(3)良房租地とは清初の園地制度の結果として發生した地目をいふ。順治二年政府は「給事中御史等の官に命じ

3) 起科は升科とも言ふ、人民が荒地を開墾し一定の年限を經過すれば登記の上課税するをいふ。

て、畿内の地畝を履勘(測量)せしめ、公平に圈佔して、以て旗人を居住せしむ。畿内の地畝は不足なるを以て近京の州縣の地畝を圈佔して之を補ふ。滿城、慶都等の二十四州縣は京を去ること比較的遠く、無主の荒地多しと雖も、旗人の居住に便せず、故に易州等の有主の田地を酌量して旗人に給し、圈佔された民戸には滿城等の無主地を補給せり。<sup>4)</sup>房山、良郷附近及び京師の旗人達は、この命令を根據として順治四年に、馬を走らして兩縣の民地を圈佔した。定縣は京を去ること比較的遠く、往時より衛所屯田が頗る多い。そこで此の定縣の屯田の中から圈佔された面積に等しい土地を、房山、良郷兩縣の圈佔を被つた人民に撥給して、補償としたのである。當時この撥補地を受領した人々のうちで、少數の者は定州に轉居して農耕に従事したが、大部分は郷里の房山、良郷に留まり、小作人を招いて撥補地を耕種せしめた。良房租地の名稱は斯くして起つた。この種の屯地は原來賦税を負担しなかつたが、良房の人民に撥給された後は、領有の戸によつて升科納賦することゝなつた。その後、遠隔の土地なれば小作料の徴収が困難となり、往々にして小作紛議を醸し、訴訟を惹起し、ひいて糧賦を滞納することゝなつた。そこで雍正年間に定縣に之を回收して、良房兩縣の業戸に代つて管理し、毎年徴収する小作料金の中より納付すべき賦銀を控除して、殘餘を業戸に交付し、之を餘租と稱した。小作料金中餘租の占める割合は、良郷の縣租地では五・八%、房山の縣租地では二七・九%に過ぎない。斯く地主の收得する所は異常に少いから、名義上被圈地は補償を得たと云ふものゝ、實際上は全部被奪されたのと大差はない。

(4)旗租升科地とは清人入關の初、政府は京畿附近の無主の荒地及び圈佔の地を皇公勳臣に分給して懋賞を明にした地目をいふ。この地の地權は旗人の所有に歸するから旗地と呼ぶ。その後種々の原因(旗人が旗地を典賣後政府によつて回贖する等)によつて、旗人の私有地は多く國有となり、内務府の管理に歸し、之を人民に佃耕(小作)せし

4) 畿輔通志。

め、州縣によつて租金（小作料）を徴收し、定期に之を中央に送る。故に旗租地といふ。清代の直隸省の旗租地には存退租地、莊頭租地、另案租地、屯莊、三次、四次、奴典、公産の八種があるが、定縣には存退、莊頭、另案の三租地があるのみである。（イ）存退租地は王公勳臣に賜給して轉租收益せしめる土地であるが、後に人口の死絶等の原因により、官沒したものを州縣に交付して管理せしめ、租金を徴收して中央に送る地畝である。（ロ）莊頭租地の起因は、これ清代の旗産の管理には莊頭を必要としたが、例に照してこの莊頭に賜給された地畝である。若し莊頭が事に因つて革退されるときは、原領の地畝を官に回收し、回收した地畝を州縣に交付して管理せしめ、租金を徴收して中央に送るところから、莊頭租地と呼ぶ。（ハ）另案租地とは旗人に罪あつて官沒した旗地を州縣に管理せしめ徴租する地畝である。

民國十五年以前に於ける此の種公産に對する政府の處置としては、長期租佃の方法を採用したが、民國十五年に巨額の軍資金を調達する必要上、佃戸をして代金を納めて留置（所有）せしめることとし、産權は多く人民の所有に歸した。民國十八年に旗租地を升科し、科則を制定し、業戸をして田賦を完納せしめることとした。茲に於て旗租升科地と改名した。

(5) 圈租、荒、墾、升科地は圈租地、荒地、黒地の三種の地目からなる。即ち（イ）圈租地は清初入關の時、各旗によつて民地の圈佔を行ひ、經租収益する地畝である。（ロ）荒地は官有の荒地に係り、以て墾種に従事すべき地畝とする。（ハ）黒地は國有の土地に係り、人民が私に之を佔用し、未だ租賦を交納せざる地畝である。

民國十五年に河北省官産旗産荒地清理處（民國二十三年に官産總處と改稱す）が設けられ、この種の地目を整理することとした。即ち旗圈地に對しては、租主によつて投稅升科せしめるか、若くは佃戸によつて留置せしめること

とし、官荒及び黒地に對しては人民をして代價を納めて承領せしめ、升科納稅せしめることとしたのである。<sup>5)</sup>

## 二

定縣の糧地の地目は上述の如くであるが、更に各糧地の占める面積、竝にその比率について述べよう。

この糧地の面積を測定する定縣の畝法を見るに、それには明初より今日に至る迄に、大畝と、小畝の二種がある。小畝は一畝二百四十弓（一弓は營造尺五尺に等し）にして、大畝は小畝によつて換算する。大畝一畝は上等地では三・五〇小畝、中等地では五・〇〇小畝、下等地では七・〇〇小畝、下等地では一四・〇〇小畝に相當する。この折畝定稅の方法は原來明の制度にして、當時の賦稅率は比較的單純であつたから、之を補ふため面積不等の大畝を用ゐて、各等級地の賦稅負擔の公平を期したのである。そこで明制の遺跡である額内地には今もこの折畝定稅の法が用ゐられてゐる。他方清代に於て額外新增の稅地に對しては、地質の肥瘠に照して、別に科則を定め、面積の相等しい小畝を課稅客體の單位としたのである。民國以來、田賦制度には徹底的改革が行はれず、額内地の畝法は依然舊制を踏襲し、額外地と新升科地とに對しては別に科則を定め、小畝を標準單位とする。現在に於ても定縣の糧地畝法には大畝小畝の區分のある所以、竝に額外地及び新升科地の科則が額内地の科則に較べて遙に繁密なる根本原因は、上述の事情によるものである。

定縣の糧地畝法には單位の異なる大畝と小畝とがあるから、定縣の糧地畝積の總額を正確に推知することは困難である。明制の額内地のうちで、上等地その他各等級地が幾何の地積を占めてゐるか、考證すべき資料がない。且つ數百年來の土地の賣買、移轉、變質は、この畝法をして其の制定當初の意義を失はしめた。即ち當時の上等地は今日必ずしも上等地ではなく、當時の下等地にして變じて上等地となることもあり得る。更にこの糧地

5) 馮華德、李陵、河北省定縣之田賦(政治經濟學報、第四卷第三期、民國二十五年四月)、四四四乃至四四九頁。  
李景漢、定縣土地調查(社會科學、第一卷第三期、民國二十五年四月)八五一乃至八五五頁。李景漢編、定縣社會概況調查、四七八乃至四八一頁。

畝法と普通の交易畝法との間に差別があり、當時は五小畝が合して糧地一大畝をなしたが、賣買や相続分産等の移轉によつて、本来の五小畝の田地が兩三個の業戸に分屬することも起り得る。されば清丈を行つて實測するのでなければ額内地の確數を知り得ない。併し茲では便宜上暫らく五小畝を一大畝に換算して、額内地の畝數を一律に小畝を以て示せば、定縣の各糧地の面積は歷年左の如くなつてゐる。

第一表 定縣近百三十年來の各項糧地の畝積

年次	額内地		額外地		良房租地		旗租升科地		園租荒黑升科地		合計	
	小畝	%	小畝	%	小畝	%	小畝	%	小畝	%	小畝	%
嘉慶十三年	一、三五、五八四・五〇〇	一、三三、七九三・五〇〇	三五八、九三三・八二六	三九、七一九・五〇〇	五〇五	一、三六、六					一、六八、三、五五五	一〇〇
咸豐八年	一、四四、三三三・六八八	一、三三、三六六・七・三三	二八、四三三・七六九	三、八、三六六・三三・九九	四九七	四、五三					一、五八、八、四六六	一〇〇
同治十三年	一、四四、三三三・四〇〇	一、三三、三六六・七・三三	三〇、五九九・八・三三	三、八、八七・三三・九九	七七七	四、五三					一、五七、〇、七八	一〇〇
光緒廿一年	一、四四、三三三・四〇〇	一、三三、三六六・七・三三	三〇、五九九・八・三三	三、八、八七・三三・九九	九四八	四、五三					一、五七、〇、七八	一〇〇
民國元年	一、四四、三三三・四〇〇	一、三三、三六六・七・三三	三〇、五九九・八・三三	三、八、八七・三三・九九	九四八	四、五三					一、五七、〇、七八	一〇〇
民國十九年	一、四四、三三三・四〇〇	一、三三、三六六・七・三三	三〇、五九九・八・三三	三、八、八七・三三・九九	九四八	四、五三					一、五七、〇、七八	一〇〇
民國廿三年	一、四四、三三三・四〇〇	一、三三、三六六・七・三三	三〇、五九九・八・三三	三、八、八七・三三・九九	九四八	四、五三					一、五七、〇、七八	一〇〇
民國廿五年	一、四四、三三三・四〇〇	一、三三、三六六・七・三三	三〇、五九九・八・三三	三、八、八七・三三・九九	九四八	四、五三					一、五七、〇、七八	一〇〇

即ち民國二十五年に於ける定縣の糧地總計は一、五八九、七六一・二四八畝にして、そのうち額内地は七六・二四%





即ち額外地總計の内で河淤地が五二・二九%を占めて最大にして、營衛歸併地の二六・七七%、撥補地の一一・四七%が之に亞ぐ。

鬮租、官荒黑地に就いては民國十五年に清理處が設立されて以來、人民の匿有する此の種地目の土地を一般に官に申告せしめ、地質の優劣に應じて毎畝の價格を夫々〇・五〇元、一・〇〇元、一・五〇元、二・〇〇元、三・〇〇元、四・〇〇元の六種に分ち、占有耕種人をして價を備へて留置せしめ、且つ升科納賦せしめることとした。かくして民國十六年より二十三年に至る八ヶ年間に、此の種鬮租官荒黑地二五・八七〇・二二五畝を清出した。

最後に定縣の旗租地には存退租地、莊頭租地、另案租地の三種があり、この種の地目に對しては從來縣政府が租銀を每兩二元に換算して徵收せるが、民國十五年に河北省に官產旗產荒地清理處が設立されて以來、この三種の租地は、規定に照して租銀の五倍に相當する價格で承租人(小作人)に留置せしめたので、その產權(土地所有權)は承租人の所有に歸した。民國十六年に處分を完了し、翌十七年に升科して正式の糧地に編入した。升科の結果合計五、四六七・〇七畝を得たが、その内譯は存退租地五七七・八〇畝、莊頭租地一、三二八・八六畝、另案租地三、五七〇・四一畝となつてゐる。<sup>8)</sup>

### 三

定縣の田賦の税目は正賦と附加税とに之を大別することが出来る。

(一)正賦、明の税法は唐、宋の税法を踏襲し、その正賦は當初にありては夏税と秋糧の兩種を包括した。夏税は小麥、絲絹の折征(代金に換算徵收)にして、秋糧は粟、米、花絨の折征とする。その後、馬草、馬價、草料、站銀の四種の税を附加徵收した。馬草の起源は比較的古く、その用途は官馬を供養するにあるが、之は税糧内で折征し

8) 地等を含む。馮華德、李陵、前掲論文、四四九乃至四六〇頁。

十五劬を一束として計算した。馬價は明の洪武年間に天下に令して養馬せしめたるに始まり、原來は州縣をして毎年孳生の馬若干匹を中央へ送らしめたるが、嘉靖十一年後は馬價に換算して金納せしめることゝしたのが、即ち馬價である。明の萬歴年間種馬を廢止し、每匹草料銀一兩を徵收した。これを草料とする。站銀も明代に増加したもので、明初に水驛馬驛を設け、之が需用に供するため、初めは州縣に由つて銀に按じて均等に徵收したが、嘉靖二十七年に兵部が稅糧に合併徵收することを議決したので、站銀は初めて田賦に加へられた。嘉靖末年に此等の四種の附加稅を前の兩種の正稅に合併して正賦とした。この外に尙ほ雜辦と加銀といふ兩種の附稅がある。雜辦は萬歴年間の一條鞭制の改行後正稅に合併された。加銀は一條鞭制の採用後に起されたもので、これには天津及び旅順兵餉、馬價、胖衣、綿絨、芝麻等の六項目があつたが、清初に至つて概ね正賦に併入された。かくの如く清初の正賦は、實際上明制の各項目の正稅と附加とが累積合併して出來上つたものである。<sup>9)</sup>

清の田賦制度は明の舊制を踏襲したが、當時の正賦には地賦(地銀)、丁賦(丁銀)、匠銀の三項目が含まれてゐた。地賦とは土地に對して課する賦稅であり、丁賦は人丁に對して課する一種の人頭稅である。匠銀とは、明の洪武二十六年に天下の匠を京に集めて宗廟宮殿を營造せるが、之が經費に充てるため徵收せる稅目である。後に清の雍正二年に至り「攤丁於地」の制度を實行して、丁銀と匠銀とを地賦に併合して徵收することゝした。この外に尙ほ耗羨、平餘、征解費の三稅目があり、性質上附加稅に屬するが、民國三年に廢兩改元を行つた際に、此等三種の稅目を取消したが、事實上は正賦の中に加して併徵されることゝなつた。かくて現在の定縣の正賦は、實質上明及び清兩代の各項正稅及び附加稅の一合成物であると謂ふべきである。<sup>10)</sup>

(二)正稅(正賦)の稅率 定縣の田賦稅率は各種の糧地によつて差異がある。

9) 馮華德、李陵、前掲論文、四七一頁。  
10) 李景漢、前掲論文、八五〇頁。馮華德、李陵、前掲論文、四七二頁。  
11) 一兩を二・三〇元とする。  
12) この額内地の正賦稅率は清初の地賦稅率と丁匠との合計である。

額内地の正税税率は平均毎大畝當り〇・一六〇八兩、銀洋に換算すれば〇・三六九八元である。<sup>11)</sup> 小畝に換算すれば〇・〇三二一六兩、銀洋〇・〇七四元となる。<sup>12)</sup> 額内地の中でも莊地の税率は戸地よりも幾分高い。即ち戸地毎小畝の税率は〇・〇七三三元であるが、莊地では〇・〇七九五元である。併し戸地は額内地總面積の九割を占め、莊地は僅に一割に過ぎないから、額内地全體の平均税率の上に及ぼす莊地の影響は極めて小である。

額外地の毎畝正賦の平均税率は〇・〇一七五九兩、銀洋に換算して〇・〇四〇四五七元である。<sup>13)</sup> 従つて額外地の毎畝正賦平均税率は額内地の夫よりも遙に低い。

額外地中の河淤地の毎畝正賦の平均税率は同様に〇・〇一二二六兩、〇・〇二八一九八元あり、營衛、併地では〇・〇二八九四兩、〇・〇六五六一元であり、撥補地では〇・〇一五三七三兩、〇・〇三五五七元であり、備邊地では〇・〇一二〇七兩、〇・〇二七七一元であり、備荒地では〇・〇一二〇八兩、〇・〇二七七七八元であり、新墾升科地では〇・〇二五九八兩、〇・〇五九七五四元であり、學院、租地では〇・一五九四六兩、〇・三六六七七元であり、充餉地及び吳勳地では〇・〇三六二一一兩、〇・〇八三二八五元であり、查出教場地では〇・〇一二〇七兩、〇・〇二七七六一元となつてゐる。<sup>14)</sup>

(二)附加税 明初定縣の田賦附加税には馬草、馬價、草料、站銀、雜辦の五種があつたが、萬曆年間に一條鞭制を實行して、以上の五種を總て正賦に併合した。明末に設けられた天津兵餉、旅順兵餉、馬價、胖衣、綿絨、芝蔴の六種の附税も清初に概ね正賦に併入された。その後(1)耗銀、(2)平餘、(3)征解費、(4)差徭の四種の附加税が<sup>15)</sup> 漸増した。光緒二十六年に義和團事件が起り、往來する外國軍隊の費用を支辨するため、畝捐を新に起したが、事件後直ちに之を取消した。光緒二十七年に新政を實施し、教育及び警務費を支辨するため村捐と約捐とを起し村の大小に應じて之を分擔せしめたが、貧富の負擔が均しくなかつたから、光緒三十三年に村捐及び約捐を取消して畝捐に改めた。現在に於ける定縣の地方經費たる田賦附加税は之より始まる。民國四年に濮陽河の氾濫あり、

13) 額内地以外の額外地、良房租地その他の地目は總て小畝を以て計算すること  
は既述の如くである。  
14) 額外地の正賦税率は地賦と丁匠の合計である。  
15) 馮德、李陵、前掲論文、四七四乃至四七八頁。

大總統に認可を申請して直隸山東兩省の各縣より田賦附加税たる漢陽河工特捐を徵收し、正賦の百分の十を課し  
 民國四年上半期より徵收を開始し、九年上半期に至つて之を廢止した。民國十六年に警政を整頓するために、本  
 來の畝捐の外に、畝に按じて新に警捐を徵收して、専ら警務の用に充てた。民國十六年の夏直隸の總督褚玉璞が  
 北伐軍と戦ひ、田賦一年の預征(前納)を命じ、今日まで續くが、更に正賦の年額に按じて軍事善後特捐、戰役撫  
 卹特捐、討赤捐を附加徵收し、十七年五月に至つて之が徵收を停止した。民國十九年五月閻、馮と中央とが決裂  
 し、河北に據つて、軍事特捐を徵收し、十月に事件が治まり、特捐を撤去した。民國十八年六月に地方財政を整  
 理し、畝捐と警捐とを合併して地方經費と稱し、田賦の附加税として之を徵收することとした。民國十九年に地  
 方自治を辦理するため區公所經費を徵收することとし、更に民國二十二年に保衛團を整頓して保衛團經費を徵收  
 することとした。<sup>17)</sup>

(四) 附稅稅率 明朝の附加税たる馬草、馬價、草料、站銀の四種は既に早く正税に編入されたから、正税と附税の税率を區分し得  
 ない。尙ほ當時の附税には雜辦と加銀とがあつたが、これらは當時の唯一の糧地たる額内地の附税にして、雜辦の税率は毎大畝附  
 加〇・〇二三四七三兩、加銀は毎大畝附加〇・〇六五八九兩であつた。

清制の主なる田賦附税には耗羨、平餘、征解費、差徭の四種がある。耗羨は額内地、額外地及び房山租地の附税で、前二者の地  
 目に對しては每正賦銀一兩につき〇・一三兩を附加し、後者の房山租地に對しては同様に〇・〇六兩を附加した。每畝の税率に換算  
 後は、額内地では毎小畝につき〇・〇〇四一八〇八兩、額外地では〇・〇〇二二八六兩、房山租地では〇・〇〇二二九五兩を課した。  
 平餘は每正賦銀一兩につき〇・一〇兩を附加し、每畝の税率に換算後は額内地では毎小畝につき〇・〇三二一五八兩、額外地では〇・  
 〇〇一七五九兩、良房租地では〇・〇〇二八一八七兩を課した。征解費は每正賦銀一兩につき〇・〇四兩を附加し、每畝の税率に換  
 算後は額内地では毎小畝〇・〇〇二二八兩、額外地では〇・〇〇七〇四兩、良房租地では〇・〇〇一一二七兩である。差徭は以前官  
 吏によつて任意に徵收されたが、民國五年度から税率が定められ、正賦每兩につき制錢一四六文が附加され、たゞ良房租地では一  
 〇六文が附加された。民國二十三年度に財政廳は差徭につき新規定の税率を採用し、大洋に按じて計算し毎兩〇・〇七一三元を附

16) 耗銀は銀兩の餘額を徵收するもの。征解費は額内地の附税に換算するもの。平餘は額内地の附税に換算するもの。差徭は以前官吏によつて任意に徵收されたが、民國五年度から税率が定められ、正賦每兩につき制錢一四六文が附加され、たゞ良房租地では一〇六文が附加された。民國二十三年度に財政廳は差徭につき新規定の税率を採用し、大洋に按じて計算し毎兩〇・〇七一三元を附

加し、良房租地では毎兩〇・〇四一〇元を附加した。

光緒二十六年創設の畝捐では、上等地には毎畝一三〇文、中等地には七〇文を課し、下等地では免稅した。光緒二十七年創設の村捐と約捐では、前者は毎村に年額七、二〇〇文、後者は毎村に五〇、〇〇〇文を分擔せしめたが、既述した負擔の不公平より、光緒三十三年に兩者を畝捐に改め、毎畝制錢四八文と定めた。この毎畝四八文の畝捐は丁度正賦每兩につき制錢九〇〇文の負擔となる。民國十六年に更に警捐を新に起し、每正賦銀一兩につき制錢四〇〇文を附加したので、先の畝捐九〇〇文と合して一、三〇〇文となつた。民國十八年に畝捐と警捐とを合併して地方經費と改稱し、正賦每兩につき制錢二、八〇〇文を附加した。民國二十二年に至り銅元の價格が突然暴落したので、同年度より地方經費の稅率を洋元に按ずることとし、每正賦一兩につき〇・六〇元と之を定めた。これを畝率に換算すれば、地方經費の稅率は額内地では毎畝〇・〇一九二九六元、額外地では毎畝〇・〇一〇五六元、良房租地では毎畝〇・〇一六九二元、旗租升科地では毎畝〇・〇〇七八三元、圍租荒黑升科地では毎畝〇・〇〇六二〇九元である。

民國四年の濮陽河工附加捐は毎兩正賦附加〇・一〇兩、民國十五年の討赤費、十六年の討赤捐及び十七年の軍事善後捐は總て毎兩正賦附加一・〇〇兩、十九年の戰郵捐は毎兩正賦附加〇・一〇元、また十九年の軍事特捐は正賦每兩附加二・〇〇元であつた。この種の附加稅は縣で徵收して省庫の支用に送るものであつた。

民國十九年に新設した區經費は毎兩正賦附加〇・二二〇元であり、民國二十三年の保衛團經費は毎兩正賦附加〇・八〇元である。<sup>17)</sup>かくて定縣に於ける現存の田賦附加稅は地方經費、區經費、保衛團經費の三種である。此等合計の稅率は、額内地、額外地、旗租升科地及び圍租荒黑升科地では毎兩正賦附加一・六七一三元であり、良房租地では稍輕く一・六四一〇元である。その毎畝の附加率は、額内地では毎畝附加〇・〇五三七四九元、額外地では〇・〇二九四〇四元、良房租地では〇・〇四六二六八元、旗租升科地では〇・〇二一八元、圍租荒黑升科地では〇・〇一七二九七元となつてゐる。<sup>18)</sup>

#### 四

更に定縣の正稅及び附稅の稅率の増減傾向竝に正稅と附稅との稅率比較を左に示さう。(第四表參照)

即ち正稅稅率は嘉慶十三年より民國二年に至る百餘年間、毎畝平均〇・〇四二二元の常數を維持してゐる。民國三年に突然〇・〇六八九八元に引上げられたのは、同年に稅收單位としての兩が元に改められ、且つ銀兩と銀

差は民國二十三年に撤去した。  
17) 馮華德、李陵、前掲論文、四七二乃至四七四頁。  
18) 兩元の換算は一兩を二・三元とす。  
19) 馮華德、李陵、前掲論文、四七九乃至四八五頁。

元の兌換率が従前では一兩が一・三八九元であつたのが、一・二三〇元に引上げられたからである。また同年に附税たる耗銀、平餘、征解費の三種が廢止されたので、之による附稅收入の減收を正稅で補ふべく、暗黙のうちに右の

第四表 定縣歷年の正附稅率と其の比較

年次	正稅稅率 (元)	附稅稅率 (元)	正附稅率比 例 (正稅稅 率=100)
嘉慶13年	0.04224	0.011222	26.57
14年	0.04229	0.011210	26.51
24年	0.04221	0.011177	26.48
咸豐8年	0.04224	0.011185	26.48
同治13年	0.04221	0.011178	26.48
光緒元年	0.04221	0.011178	26.48
6年	0.04221	0.011178	26.48
25年	0.04221	0.011184	26.50
26年	0.04221	0.015468	36.65
27年	0.04221	0.015043	35.64
28年	0.04221	0.015543	36.82
29年	0.04221	0.015409	36.51
30年	0.04221	0.015452	36.61
31年	0.04221	0.015640	37.05
32年	0.04221	0.015288	36.22
33年	0.04221	0.039810	94.31
34年	0.04221	0.037141	88.10
宣統元年	0.04221	0.035717	84.62
2年	0.04221	0.036115	85.56
3年	0.04221	0.035926	85.12
民國元年	0.04221	0.033724	79.89
2年	0.04221	0.036006	85.30
3年	0.06898	0.019530	28.31
4年	0.06898	0.025739	37.31
5年	0.06898	0.030011	43.51
6年	0.06898	0.030062	43.58
7年	0.06898	0.028795	41.75
8年	0.06898	0.028249	41.13
9年	0.06898	0.018992	27.53
10年	0.06898	0.018893	27.39
11年	0.06898	0.016482	23.89
12年	0.06898	0.014691	21.30
13年	0.06898	0.011282	16.36
14年	0.06898	0.009615	13.93
15年	0.06898	0.154891	224.55
16年	0.06898	0.152853	221.59
17年	0.06898	0.009673	14.02
18年	0.06898	0.031766	118.54
19年	0.06874	0.027371	39.82
20年	0.06874	0.027551	40.03
21年	0.06874	0.025308	36.82
22年	0.06874	0.025024	36.41
23年	0.06873	0.050371	73.29

銀兩の兌換率にも影響を與へたものである。

附稅稅率の増減傾向に關しては數個の顯著なる段階が認められる。嘉慶十三年より光緒二十五年までは附稅として耗銀、征解費、平餘の三種があり、正賦每兩につき合計〇・〇一一二元を附加した。光緒二十六年に村捐と約捐が創設され、附稅稅率は〇・〇一五元餘に増加した。光緒三十三年に村捐と約捐を畝捐に改めたので、附稅は每畝〇・〇三九八一元に倍加した。民國三年に附稅稅率が急落し每畝〇・〇一九五三〇元となつたが、その主要

20) 馮華德、李陵、前掲論文、四八五乃至四九一頁。

21) 光緒二十年の地價は一八・九八五元、正附合計は〇・〇五三三八八元である。

22) 光緒三十三年の地價は二・九四二元、正附合計は〇・〇八二〇二〇元である。

23) 民國元年の地價は二〇・一四五元、正附合計は〇・〇七五九三三元である。

原因は耗銀、平餘、征解費が取消されたのに因る。民國四年に濮陽河工特捐が起されたので附税は増加した。民國九年に濮陽河工特捐が停止されたので附税税率は急に低下した。民國九年より十四年に至る之が緩落の傾向は主として洋價の變動による。民國十五年に附税税率が最も高く〇・一五四八九一元に引上げられたのは、討赤費やその他の軍事捐の徴收によるものである。民國十七年に國民軍が北上して河北に到つて附税を取締つたため、突然〇・〇九六七三元に降つた。これは定縣の附税税率の最低記録である。民國十八年に閻馮戰が起り、軍事特捐を起せるため、税率は再び〇・八一七六六元上昇した。併し十九年に此の軍事特捐が廢止されてより、附加税としては地方經費と區經費が存するのみで、その税率は〇・〇二六元餘である。民國二十三年に保衛團經費が新設され、附税税率は合計〇・〇五〇三七一元に引上げられた。

定縣の田賦歴年の正税と附税とを比較するに、嘉慶十三年(西曆一八〇八年)以來、附税が正税を超過したのは、民國十五年度、十六年度、十八年度の三ヶ年である。之は總て軍事捐の増徴に基くものである。<sup>20)</sup>

最後に定縣に於ける毎畝平均の田賦正附合計額が毎畝平均地價の幾%に相當するかを見るに、光緒二十年では〇・二八%、<sup>21)</sup>光緒三十三年では〇・三七%、<sup>22)</sup>民國元年では〇・三八%、<sup>23)</sup>民國二十三年では〇・五一%であり、<sup>24)</sup>その他の年に於ても正附合計額は一般に地價の百分の一を超過してゐない。<sup>25)</sup>

## 五

以上によつて定縣の田賦について概説したが、之に關聯して更に左の諸點が問題となる。

第一に上述の如く、定縣では糧地の畝法が紊亂してゐて、徵税に資すべき精確なる統計がなく、且つ税則が繁雜にして客觀的等級標準が缺けてゐる。

24) 民國二十三年の地價は二三・五〇〇元、正附合計は〇・一一九一〇一元である。

25) 馮華德、李陵、前掲論文、四九二頁。

26) 過割とは土地臺帳の名義書換の手續をいふ。即ち田賦の客體たる地權が移轉すれば、田賦の負擔も之に隨つて移轉する。この田賦負擔移轉の手續を過割



また完備した地籍の登記制度が缺けて居り、土地の推收と糧戸の過割との間に細密なる聯繫を有しない。この點に關し若干の説明を加へよう。

清初の糧地登記に關しては魚鱗冊、黃冊、賦役全書の三種があつた。魚鱗冊は田地の登載を主とし、所有面積、四至（四方の境界）、その他の地目を分別細録し、之によつて各戸の地段（各筆の土地）の確實なる坐落（位置）が判明する。黃冊は戸を記するを以て主とし、毎戸所有地段の貨敷を載せ、之によつて全縣業戸の所有地の畝數を知り得る。賦役全書は地丁の原額、科則、徵稅額、中央に送るべき稅收額と縣に留むべき稅收額とを記載し、之によつて各業戸の納むべき糧銀が知られる。然るに清の中葉より魚鱗冊と賦役全書とは漸次散失し、黃冊が存するのみとなつた。徵收すべき田賦は黃冊の記載によるが、各戸の畝數を知り得るのみで確實の地段の坐落は少數の郷老が之を識るのみで、政府には調査すべき方法がなく、毎年の賦額は單に長年の習慣による外はない。黃冊の畝積を根據として各業戸の納むべき稅額を計算して紅簿を編纂した。この黃冊と紅簿とが現在の唯一の糧地の記録である。黃冊は實征冊と稱し、地積の記録を主とし糧額を副とし、紅簿は征糧冊と稱し、糧額の記録を主とし地積を副とする。

この實征冊は里に分つて編造し、每里に二冊乃至八冊を備へる。定縣は三十七里からなるから、合計二百冊以上の實征冊がある。實征冊は項簿と總簿の兩簿冊からなる。項簿は過割處の記録によつて、専ら一里内の各村每一業戸の買地と賣地の畝數を記入し、買入の畝數を收項の欄に、賣出の畝數を退項の欄に記入する。然る後に項簿の記録を根據として總簿に轉載する。總簿は専ら每一業戸が本里内に所有する畝積と糧額とを記載する。

紅簿は征糧冊ともいふ。之は實征冊の總簿より轉載せるもので、毎村に一冊を備へ、各業の畝數、糧銀の種類、納付すべき上忙、下忙（上半期、下半期）の正附稅額を記載し、更に全村各業戸の糧額と地積の總計を糧銀の種類に分類して紅簿の第一頁正面に總録して、全村糧額の總數を表示する。この紅簿は毎年一回編纂して田賦徵收の根據とするものである。

現在定縣の糧地の登記制度は上述の如くであるが、登記の目的は稅收を偏重し、土地の坐落を疏略にする。既述の如く、征糧冊の糧額と地積とは實征冊の總簿を根據とし、總簿はまた項簿を根據とし、更に項簿は過割簿を根據とする。而して過割處の材料の根源は地契文據<sup>27)</sup>とする。地契文據には地段の坐落、四至、面積等を記載するも、過割を経過せる後は過割簿上には單に面積數額を記載するのみである。假に過割の土地が額内地であるとす

といひ、この手續を辦理する處を過割處といふ。地契文據とは土地所有權を證明する地券證書である。土地の推收とは、土地の賣買移轉の際には先づ草契を結び、之を縣政府に呈示して查驗を請ひ、官契を領取する手續にして、地權移轉の法定手續である。

27) 28)

れば、其の地積は慣例上大畝で表示される。實征冊及び征糧冊の内容も此の種材料の拘束を受ける。従つて現行登記制度では、一方では大畝と小畝との混亂が起り、また他方では地段の位置を疏略にしてゐるから、その結果として糧(田賦の納稅義務を指す)と地(土地所有)とが分離し、糧あつて地なく、地あつて糧なき現象を生ずる。これ土地の推收<sup>29)</sup>と糧戸の過割との間に密接なる聯繫の存せざるに起因するものである<sup>30)</sup>。

第二に定縣人民の負擔する田賦は左程繁重でなく、每畝平均の田賦は正稅と附稅を合して〇・一二元に過ぎず然かも附稅が正稅を超過したのは、民國十五年、十六年及び十八年の三ヶ年に過ぎない。之は定縣が富裕縣として、また實驗區として名あるところによるものである。従つて定縣を以て支那の全縣を律するを得ない。田賦の正稅だけでも每畝一・〇元以上に上る省縣が多く見られる<sup>31)</sup>。また田賦の附稅に至つては正稅の數倍に達してゐる省縣も多々ある<sup>31)</sup>。この事は、民國初年に袁世凱が「附稅は正稅の百分の三十を超過するを得ず」との制限を設けたが、更に民國十七年十月に至つて國民政府が「限制田賦附加辦法」八箇條を頒布して、「田賦附加は舊有正稅を超過するを得ず」と改めたのであるが、それが全く空文化してゐることに徴しても明白である。

第三に定縣の田賦徵收制度の缺點は、業戸による自封投櫃、即ち業戸が直接官廳に納稅する方法が一般に行はれず、徵稅者たる催頭、催差による墊糧制定稅金の立替(制)が行はれ、催頭、催差は墊完後額外の利息を需索することである。また田賦徵收上には、その他徵稅員による額外浮收、中飽、勒索等の積弊を伴ふものであるが此等の點については他日の機會に譲ることとする。

29) 馮華德、李陵、前掲論文、四五六乃至四七〇頁。  
30) 天野元之助氏、支那に於ける田賦の一考察(滿鐵調査月報、第十四卷、第二號)三頁。  
31) 上掲論文、六頁。